

慶應義塾対価収入の配分に関する細則

平成19年3月27日制定

平成23年3月25日改正

平成27年2月17日改正

2023年3月24日改正

本細則は、慶應義塾発明取扱規程第15条（収入の配分）、慶應義塾著作権取扱規則第10条（対価の配分）および慶應義塾研究成果有体物取扱規程第11条（収入の配分）の規定に基づき、義塾が得た収入の配分につき次のとおり定める。なお、著作権については以下の発明者等を著作者に、研究成果有体物については以下の発明者等を創作者に、それぞれ読み替えるものとする。

1 義塾が、特許等、著作権および研究成果有体物について、実施許諾、譲渡および提供（以下、総称して「実施許諾等」という。）の対価として第三者から得た一時金（オプションフィー、マイルストーンフィーを含む）、ロイヤルティおよび株式、新株予約権等の売却収入等（以下、総称して「実施料収入」という。）について、義塾が特許等の出願、権利化、維持および技術移転ならびに株式、新株予約権等の売却等のために要した費用を控除のうえ、その残額を以下のとおり配分する。ただし、発明者等が義塾以外の所属である場合は、学部、センター等への配分は行わず、義塾への配分として取り扱う。また、研究成果有体物の提供において、作製等のため新たに費用が発生した場合は、その費用はあらかじめ実施料収入から控除し、研究費として発明者等に配分し、その残額を以下のとおり配分する。

発明者等 50%

発明等提案時における発明者の所属する学部、センター等 25%

義塾 25%

2 発明者等が複数である場合の1人当たりの配分額は、前項により算出された発明者等への配分金額に対し、その発明者等の持分（発明等譲渡書、著作物の権利譲渡書および研究成果有体物届出書に記載のもの）を乗じた額とする。

3 前第1項の配分は、実施料収入の入金があった都度、慶應義塾大学イノベーション推進本部（以下、「イノベーション推進本部」という。）が行うものとし、原則として、以下のとおり運用する。

1) イノベーション推進本部は配分の対象となる発明者等の個人に対して、当該配分額を個人所得として受け取るか、または研究費として受け取るかの確認を書面にて行う。なお、当該確認は当該配分にかかる実施料収入の基礎となる契約案件について1回目の収入があったときに限って行い、特段の申し出のない限り、2回目以降の収入については、1回目の取扱いに準じる。

2) 発明者等が個人所得を選択した場合は、原則として当該発明者等の給与振込口座（学生については、当該学生が指定する口座）に振込処理を行う。また、発明者等が研究費としての使用を選択する場合は、学術研究支援部等に振替処理を行い研究費としての取扱いを依頼する。なお、研究費とする場合は「外部資金オーバーヘッドに関する申し合せ」（2012年3月16日大学評議会）によるオーバーヘッド徴収の対象外とする。

3) 前号の振込等配分処理は、原則として第三者からの入金後3か月以内に行う。

4 義塾への配分は、義塾の知的資産活動のために、学部、センター等への配分は義塾における研究促進のために使用する。

5 発明者等が退職または卒業した場合においても上記配分を行うものとする。ただし、発明者等が退職または卒業した後、転居等により連絡先が確認できない場合にはこの限りではなく、配分は行わない。

6 配分を受ける権利を有する発明者等が死亡したときは、その相続人が当該権利を承継する。

ただし、相続人の確定および連絡先が確認できない場合は前項と同様とする。

7 この取扱規程の改廃は、イノベーション推進本部運営会議の審議を経て塾長が決定する。

附 則

本細則は、平成19年4月1日に効力を生じ、同日以降に義塾が受付する発明等提案について適用される。

これにより、義塾の受付が平成19年3月31日以前の発明等提案については、平成11年7月15日付の「義塾が所有する特許権の実施に伴う収入の配分基準」（以下、「旧配分基準」という。）が従前のとおり適用される。

附 則（平成23年3月25日）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月17日）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（2023年3月24日）

この細則は、2023年4月1日から施行し、同日以降に義塾が受付する発明等提案書に基づく特許等、著作物の届出書に基づく著作権および研究成果有体物届出書に基づく研究成果有体物が対象として含まれる実施許諾等の実施料収入の配分に適用する。